

議案第 1 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 1 月 3 0 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う所要の改正を行うため

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 障害程度区分認定等審査会委員の項中「障害程度区分認定等審査会委員」を「障害支援区分認定等審査会委員」に改める。

(海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条の2 第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(海老名市障害者デイサービスセンター設置条例の一部改正)

第3条 海老名市障害者デイサービスセンター設置条例（昭和53年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号及び別表総合支援法第5条第26項に規定する地域活動支援センターに係る通所サービスの項中「第5条第26項」を「第5条第25項」に改める。

(海老名市立わかば会館等に関する条例の一部改正)

第4条 海老名市立わかば会館等に関する条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号及び別表第3 総合支援法第5条第26項に規定する地域活動支援センターに係る通所サービスの項中「第5条第26項」を「第5条第25項」に改める。

(海老名市障害程度区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第5条 海老名市障害程度区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海老名市障害支援区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例

第1条中「海老名市障害程度区分認定等審査会」を「海老名市障害支援区分認定等審査会」に改める。

(海老名市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第6条 海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。